

第14回新型コロナウイルス感染症対策本部協議事項

令和2年4月15日からの新型コロナウイルス感染症対策について（案）

新型コロナウイルスによる感染拡大を防止するため、市主催事業及び各施設の対応については、次のとおり決定する。

1 市主催事業（イベント）の対応について

4月15日(水)から5月10日(日)までの期間について、引き続き中止または延期とする。

2 文化施設・体育施設等の対応について

(1) 4月15日(水)から5月10日(日)までの期間について、引き続き休館又は休場とする施設。

- ① 図書館
- ② 体育施設
- ③ コミュニティセンター
- ④ 市立公園

但し、武蔵川公園、大師通り公園、及び本田東公園にある多目的広場（防球ネット）に限る。

- ⑤ あそべえ、桜堤児童館、0123 施設
- ⑥ ふるさと歴史館
- ⑦ クリーンセンター（施設見学）
- ⑧ 商工会館市民会議室

(2) 4月15日(水)から5月10日(日)までの期間について、引き続き自主事業は中止し、貸館業務は主催者判断（自粛要請）とする。

・文化施設

3 市立小中学校の対応について

東京都教育委員会の要請について、対応を検討中

4 学童クラブ等の対応について

市立小学校の対応を踏まえ、教育部と協議する。

5 社会福祉施設について

4月15日(水)から5月10日(日)までの期間について、引き続き休止する。

但し、デイサービス等の事業は継続する。

6 その他

- ※ 記載以外の施設や対策等については、本決定事項を参考に適時適切に判断すること。
- ※ 本対策については、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施する。